

1 0 年 保 存

機 密 性 2

平成 28 年 1 月 1 日から 平成 37 年 12 月 31 日まで
--

基発 0101 第 2 号

平成 28 年 1 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

「監督業務運営要領の改善について」の一部改正について

監督業務の具体的運営については、昭和 39 年 4 月 20 日付け基発秘第 5 号「監督業務運営要領の改善について」により指示しているところであるが、今般、当該通達の記の第 2 を下記のとおり改正するので、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

4 (4) の「なお、重大災害の報告については、安衛補 501 によること。」を削る。